令和７年12月

清瀬市
福祉子ども部福祉総務課

高　齢　者　住　宅
入　居　者　募　集　の　ご　案　内

募集戸数･･･　４戸（空き家）

申込番号①　シルバーピアみずき
清瀬市野塩4-82-1　（1階1戸、2階2戸）

申込番号②　シルバーハイツこぶし
清瀬市野塩4-96-1　（2階1戸）

①　バリアフリーではありません。
②　エレベーターは設置されていません。
③　新築住宅ではありません。
④　駐車場はありません。
⑤　ペットを飼うことはできません。
⑥　敷地内は禁煙です。

入居時期･･･　令和８年４月となります

申込み期間

令和７年12月２日(火)から12月８日(月)まで

※申込みの際に面談を行います。
※郵送での申込みは受付けていません。

問い合わせ先　清瀬市福祉子ども部福祉総務課福祉総務係
電話番号:042－497－2056(直通)

申込みにあたっての注意

○１世帯につき１戸です。1世帯で２戸以上の
申込みをしたときは、全ての申込みが無効となります。

○他の募集で、すでに当選・合格・登録されている方は、原則として申込めません。

○申込み後は、申込内容の変更をすることができません。

募集する住宅について

高齢者住宅は火災防止の観点から電気設備となっています。
（ガスの引き込みはありません。）

☆シルバーピアみずき
〇間取り　和８・DK　〇使用料　16,500円～　〇築年 平成９年
〇入居者の安否確認を行う生活協力員が団欒室に通勤しています。

☆シルバーハイツこぶし
〇間取り　和８・DK　〇使用料　16,200円～　〇築年 平成５年

〇注意点
① バリアフリーではありません。
② エレベーターは設置されていません。
③ 新築住宅ではありません。
（とても古い物件であり、入居前のハウスクリーニングは行っておりません。この点をご了承いただいたうえでお申し込みください。）
④ 駐車場はありません。
⑤ ペットを飼うことはできません。
⑥ 敷地内は禁煙です。

申込みから入居まで

■ 今回の募集に関する申込みから入居までの日程は次のようになります。

1 申込みから審査まで

①申込書 →（持参）→ ② 申込み期間 令和７年12月２日～8日（申込書提出時、申込者本人と面談を行います。）→ ③申込み審査 → ④結果通知 令和８年１月下旬頃に発送予定

※選考結果は書面にて通知しており、電話での確認は受け付けていません。

※募集状況に応じ、一定数の補欠者を選出する場合があります。対象となった方には、結果通知に補欠者として選出された旨を記載いたします。

※補欠者は、当選者に辞退等が出た場合、繰上げて当選となります。なお、繰上げとなった際は改めて通知を発送いたしますが、当選者の入居が確定した場合、通知は発送いたしませんので、ご了承ください。

2 結果通知後（資格審査）

○入居にあたり緊急連絡先が必要となります。

※この緊急連絡先になる方の住所・氏名・生年月日などが確認できる書類として住民票を提出していただきます。

※緊急の際に連絡いたします。

※入居者が滞納している際に緊急連絡先へお電話する場合もあります。

※入居者は、請書に記入されている方が死亡したとき等の事由で変更するときは、新たな連絡先を定め、手続きをしていただきます。

※保証代行などの民間業者などでは受付していません。

○保証金として、住宅使用料の２か月分を納めていただきます。

○各種必要書類の提出をしていただきます。

○住宅の下見をしていただきます。

※ 入居は令和８年4月を予定。

高齢者住宅の入居資格

申込みのできる方は、次の(1)～(7)のすべてにあてはまる方に限ります。

(1) 65歳以上の単身、もしくは65歳以上の親族等(※)との2人世帯であること。

申込者は、65歳以上(昭和 35 年 12 月 8 日以前の生まれ)であること。

※2人世帯での申し込みの場合は、下記のいずれかに該当すること。

※(ア) 申込み時点で同居している親族である。

※(イ) 内縁関係の方との申込みは、申込み以前より同居していて、住民票の続柄欄に「未届の夫(または妻)」との記載がされており、法律上の配偶者がいない。

※(ウ) パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認でき、かつ、法律上の配偶者がいない。

(2) 清瀬市内に 2 年以上居住していること。

申込者は、令和 5 年 12 月 8 日以前から申込日まで清瀬市内に引き続き 2 年以上居住しており、そのことが「住民票」で証明できること。

(3) 所得が定められた基準内であること。

世帯の所得金額の合計が 以下の所得基準の範囲内であること。

所得基準(単身者)	**所得金額　　０円～２，５６８，０００円**
所得基準(2人世帯)	**所得金額　　０円～２，９４８，０００円**

所得の計算方法については5～9ページをご覧ください。

(4) 住宅に困っていること。

現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) 自立して日常生活を営むことができること。

申込時点で、世帯全員が自立して日常生活を営むことができ、自炊及び身辺処理が可能であること。

(6)滞納のないこと。

申込時点で、世帯全員が「住民税」及び「国民健康保健税」を滞納していないこと。

(7)暴力団員でないこと。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得金額の計算方法

①　まず所得の種類を確かめましょう！

給与所得とは・・・

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者、アルバイトなどの所得をいいます。
　給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なりますのでご注意してください。

↓

６～7ページをご覧ください

事業所得とは・・・

事業所得、利子所得、配当所得、雑所得などの所得です。例えば自営業、外交員などの所得をいいます。
　これらの所得は確定申告書でお確かめください。

↓

８ページをご覧ください

年金所得とは・・・

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。
　なお、年金以外の所得がある場合は、その所得も合計してください。
　恩給、遺族年金、障害年金は計算に含みません。

↓

９ページをご覧ください

●　所得としないもの

①　次の収入は０円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む)、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

②　給与所得、事業等所得については、申込み現在に失業・廃業で収入がない場合は、収入があっても所得0円とします。

②　世帯全員の所得の合計はいくらですか・・・？

所得金額は、申込日現在の家族全員（申込みをする世帯全員）の「所得金額」でみます。

収入のある方の氏名	（所得金額)－★10ページ下②の特別控除金額
	（　　　円）－　（　　　円）
	（　　　円）－　（　　　円）
	（　　　円）－　（　　　円）
合　　　計	円

⬅ **●　特別控除金額**
所得金額から差し引いてください。
詳しくは10ページをご覧ください。

⬇

	★10ページ上表①の特別控除額		あなたの家族の所得金額
－	円	＝	円

給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト）

①　現在の勤め先へ就職した日が令和７年１月１日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

令和６年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居住	清瀬市中里五丁目８４２	氏名	（受給者番号） キヨセ　タロウ 清　瀬　太　郎
種　別		支　払　金　額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税
給与・賞与		2,386,998	1,488,800		
控除対象配偶者		配偶者特別	扶　養　親　族　の　数　障害者の数	社会保険料　生命保険料	損害保険料　住宅取

年間総収入額

※この金額から特別控除を差し引いた額を<u>高齢者住宅使用申込書</u>に記入してください。

《源泉徴収票のでない方》

令和６年1月から令和６年12月までの税込支給額を合計した額が年間総収入額（**年収額**）になります。
この額を下段の表中の年間総収入額から所得金額に換算します。

※　<u>2箇所以上から給与を受けている方</u>は、各々の年間総収入額を合算した総額を下段の計算式で所得金額に換算してください。入居される世帯に2名以上の給与所得者がいる場合には、各々の所得を計算した後、合計した世帯合計所得額を出してください。

※　<u>病気により1ヶ月以上の収入のない月がある場合</u>は、その月を除いて推定計算してください。
（現在、長期休職中の方は、休職前1年分の収入から所得計算となります。）

年間総収入額を所得金額に換算する計算式

区分	年　収　額	所　得　の　額　・　計　算　式
A	551,000円未満	所得金額は０円
A	551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入額（　　　円）−550,000円＝税法上の所得金額（　　　円）
A	1,619,000円以上 1,620,000円未満	所得金額は969,000円となります
A	1,620,000円以上 1,622,000円未満	所得金額は970,000円となります
A	1,622,000円以上 1,624,000円未満	所得金額は972,000円となります
A	1,624,000円以上 1,628,000円未満	所得金額は974,000円となります
B	1,628,000円以上 1,804,000円未満	端数整理後の額（　　　円）×2.4＋100,000＝所得金額（　　　円）
B	1,804,000円以上 3,604,000円未満	端数整理後の額（　　　円）×2.8−180,000円＝所得金額（　　　円）
B	3,604,000円以上 6,600,000円未満	端数整理後の額（　　　円）×3.2−540,000円＝所得金額（　　　円）
C	6,600,000円以上 8,500,000円未満	端数整理後の額（　　　円）×0.9−1,200,000円＝所得金額（　　　円）

②現在の勤め先へ就職した日が令和６年１月２日以降の方

現在の勤め先での、あなたの

月別収入を記入してください。

働いた月	税込み支給額	賞　　与
年　月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合　　計	円	円

次の（1）（2）（3）からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和６年１月２日～令和６年２月１日までの方

（令和６年２月から令和７年１月までの合計となります。）

収入計［　　円］＋ 賞　与［　　円］＝ 推定年収［　　円］

(2) 就職した日が令和６年２月２日以降の方

就職した翌月から令和５年１月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを 12 倍し、その間の賞与を加えます。

収入計［　　円］÷ 収入のあった月数［　　ヶ月］×12＋ 賞　与［　　円］＝ 推定年収［　　円］

(3) 就職した日が最近で、まだ１ヶ月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を 12 倍してください。

固定的給料［　　円］×12＝ 推定年収［　　円］

◎　病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

◎　２ヵ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入を所得金額に換算します

次の区分にしたがって、年間総収入額を所得金額に換算してください。

※2 カ所以上から給与を受けている方は、合算した総額を以下の年間総収入額とします。

年間総収入が・・・、

(1)　0円～1，628，000円未満の方（　6ページ下段の表 A枠の範囲）

(2)　1，628，000円～6，600，000円の方（ 6 ページ下段の表 B枠の範囲）

⇒4，000円単位で端数整理します。

(3)　6，600，000円～8，500，000円の方（ 6 ページ下段の表 C枠の範囲）

事業所得の方（自営業・外交員等）

①　現在の仕事を始めた日が令和６年１月１日以前の方

令和６年分の所得税の確定申告書の控えで確認して下さい。

令和６年分の所得税の　**確 定**　申告書Ｂ

〈第一表〉　↓

所得金額	事業 営業等	①		1	4	0	0	0	0	0
	事業 農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	⑦								
	総合譲渡・一時 ｹ＋{（ｺ+ｻ）×1/2}	⑧				8	8	8	0	0
	合計	⑨		1	4	8	8	8	0	0

⑨から⑧ を差し引いた額が所得になります。

〈第二表〉事業専従者に関する事項　↓

		続柄	従事月数･程度 仕事の内容	専従者給与（控除）額
氏名		子	12 月	円 800,000
生年月日	昭 53. 7. 10			
氏名				
生年月日				
氏名				
生年月日				
			専従者給与（控除）合計額	800,000

＊妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を 8～9 ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

＊確定申告をしていない方は、令和６年1月から令和６年 12 月までの所得金額の合計となります。
（資格審査時までには確定申告が済んでいることが必要です。）

②　現在の仕事を始めた日が令和６年１月２日以降の方

現在の仕事を始めた時からの月別の収入、必要経費、所得金額を記入して下さい。
（収入金額－必要経費＝所得金額です。）

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年　月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
合　計			円

次の（1）（2）からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

（1）現在の仕事を始めた日が令和６年１月２日から令和６年2月1日　までの方〔令和６年２月から令和７年１月までの合計となります。〕

推定所得金額　＝　　　　　円

(2)現在の仕事を始めた日が令和６年２月２日以降の方

（現在の仕事を始めた翌月から令和６年１月までの所得金額の合計を、営業した月数で割りそれを12倍します。）

所得金額合計（　　　　　円）／営業した月数（　　　　　）　×12 ＝ **推定所得金額**　円

申込書の年間所得金額

○　病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算 してください。

年金を受けている方

※　年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
※　令和６年１月から令和６年 12 月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に直してください。ただし、「遺族年金」、「障害年金」は除きます。

①　令和 5 年 12 月以前から年金を受けている方

「令和 6 年分公的年金の源泉徴収票」などで確認してください。

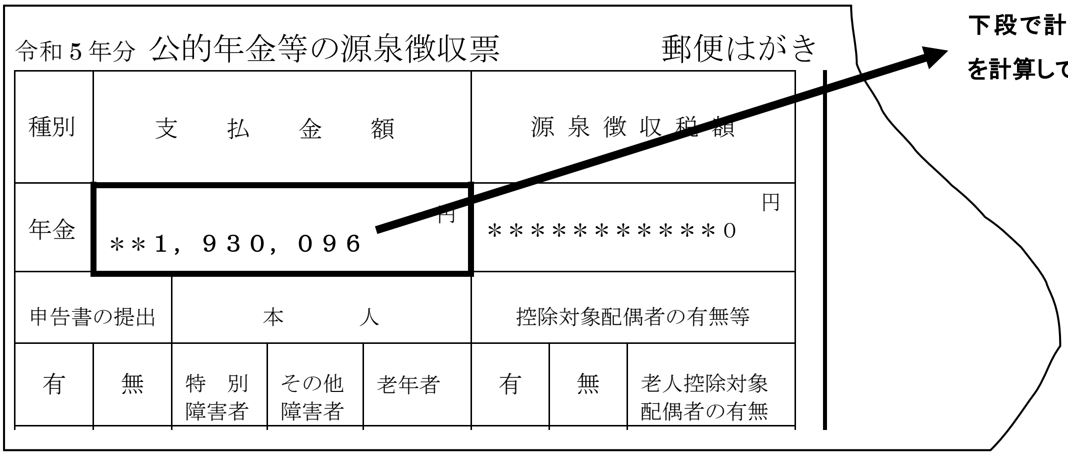
令和５年分 公的年金等の源泉徴収票　　郵便はがき

種別	支　払　金　額	源　泉　徴　収　税　額
年金	円 ＊＊1，930，096	円 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0

申告書の提出		本　人			控除対象配偶者の有無等		
有	無	特　別 障害者	その他 障害者	老年者	有	無	老人控除対象 配偶者の有無

下段で計算した所得金額を計算してください。

②　令和 7 年 1 月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

年金収入を 所得 に直す計算式

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年　金　合　計　金　額の範囲	計算式と所得金額
65 歳以上 (昭和 35 年 12 月 8 日以前生まれ)	1,100,000 円まで	所得金額は０円
	1,100,001 円～3,299,999 円	年金額の合計　　　　所得金額 （　　　　円）　－1,200,000　＝（　　　　円）
	3,300,000 円～4,099,999 円	年金額の合計　　　　所得金額 （　　　　円）×0.75－　375,000　＝（　　　　円）

◎この金額を上回る方の場合は、募集者へお問い合わせください。

注）計算結果を 申込書 の 所得金額欄に記入します。
注）年金のほかに収入のある方はそれぞれを計算し、合計した金額を申込書に記入してください。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除 金　額	特別控除を受けられる人	備　　考
(ア) 老人扶養 控　除	1人につき **10万円**	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	(エ)の特別障害者控除を受ける人は、(ウ)の障害者控除をあわせて受けることはできません。
(イ) 特定扶養 控　除	1人につき **25万円**	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で16歳以上23歳未満の人	
(ウ) 障害者 控　除	1人につき **27万円**	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度、4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級、3級の人 (障害年金等の受給に対し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1･3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けているもの　(入居者の中に対象者の有無を判定します。)	
(エ) 特　別 障害者 控　除	1人につき **40万円**	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度･2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級～2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3目症の人 5 精神上の障害により事理を弁護する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1･3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人	

①の特別控除金額の合計＿＿＿＿万円　7ページの特別控除金額①へ

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの
（申込者、同居親族が対象です。）

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

(オ) 寡　婦 控　除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。)	
(カ) ひとり親 控　除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

＊表中の１６歳以上２３歳未満の人とは、令和７年 12 月８日時点で 16 歳以上 23 歳未満の人
＊表中の６５歳以上の人とは、昭和 35 年 12 月８日以前生まれの人
＊表中の７０歳以上の人とは、昭和 30 年 12 月８日以前生まれの人